

こんにちは、 日本共産党井上けんじです



日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442
 日本共産党京都市会議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130
 市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2021年11月28日



こくた議員と議会報告

21日、弘法さんの西門（写真上）・東門（下）前で、議会報告。こくた議員は選挙と国会の、井上議員は市議会の、各報告。市の「財政危機」は市長とともに国の責任も大きいのに、そこへ目が向かないことも市長の問題点、と指摘。政治とお金の問題も、政党助成金と企業団体献金こそが問題、等々と訴えました。

請は「制限区域」での計画を前提としており、計画の申請自体が、この区域での建設許可を既成事実化してしまうことになる。ここに「上質要綱」の本質がある。歴史や文化云々は本質を隠すイチャジクの葉っぱにすぎない。

◎単なる要綱が、法律上の例外許可の「例外」を既成事実化してしまっている。

◎従って、今春の「上質認定」は不当で無効。それどころか、市が申請を受理した時点（受け取るのは市長）で既に、事実上の許可を与

●参考 井上議員ホームページのコラム欄に見解を書いています。

えいていなることになり、不当である。そこか、そういう「上質要綱」の存在自体が不当と言うべきである。

◎議会での市側の答弁は、「今後、建築審査会の意見を聞く」とのことですが、その手続きの前に、要綱自身例外を既成事実化していることが問題。

◎本制度の本質は、「上質云々」ではなくて「制限区域」での建築を、法律を飛び越えて、予め認めてしまおうとするもの。

右京区の御室仁和寺門前でホテル建設が計画されています。また既に4年前、市では「上質宿泊施設誘致制度」（以下、上質制度）という要綱（※）があります。事業者が申請し、市がお墨付きを与えることでイメージアップを狙うものです。

経過と諸制度の概要、問題点について考えてみました。

◎「上質」かどうかは、「歴史や文化、地域の活性化への寄与等々を審査の対」として判断。しかし、この「上質制度」は、同要綱によると、認定を求めているのは、原則として宿泊施設が建てられない「制限区域」での計画のことを言うと言われている。

◎制限区域とは、建築基準法で、「原則、建ててはいけない。但し市長が特例許可した場合、構わない」とされている地域のことで、現在、市長は「特例

許可」もしていないし、許可に必要な意見聴取や建築審査会も開いていない。法律上は「建築してはならない」原則が生きている状態。

◎前述の通り、上質申請

建築基準法48条の趣旨を、今回のケースに適用すると、

「仁和寺門前地域では、ホテル・旅館は建築してはならない。ただし、市長が…住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

市長が（例外的に）上の特例許可をするときは、あらかじめ、利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。」

※「要綱」とは=市の決まり事の一つ。条例は議会で決めますが、これは市長が定めるもので、市民への拘束力はありません。自治体（市）の要綱より、国会で決められた法律が優先するのは当たり前。



民主府政の会全体会議（11 / 20）

